

幼児教育の無償化に係る 認可外保育施設等向け 説明会

説明資料

令和元年7月

広島市こども未来局保育指導課

目次

幼児教育の無償化の概要	2
認可外保育施設等の無償化の仕組み	3
1. 新たな給付制度（施設等利用給付）の創設	
2. 施設等利用給付の対象となる施設	3
(1) 特定子ども・子育て支援施設等	
(2) 認可外保育施設等は、まず設置の「届出」が必要	4
(3) 本来は「指導監督基準を満たす施設」のみが無償化の対象	
(4) 「企業主導型保育事業」は確認不要	
3. 施設等利用費の対象となる子ども	4
(1) 施設等利用給付認定	
(2) 「新認定」の区分と認定対象となる子ども	5
(3) 認可保育園等に入園している子どもは「新認定」の対象外	6
(4) 認可外保育施設等の利用料が無償化される子どもの範囲	
(5) 新認定を受けた子どもへは「通知書」を発行	
4. 施設等利用給付の方法・金額等	6
(1) 施設等利用費の支給	
(2) 施設等利用費の上限額の考え方	7
(3) 利用料は引き続き保護者から徴収	8
(4) 食事・おやつの提供に係る食材料費は対象外	
(5) 領収証兼提供証明書の発行	
(6) 利用者から提出される書類の取りまとめ	
無償化に向けた具体的な対応	9
1. 無償化対象施設となるために必要な手続き等	
(1) 保育指導課へのメールアドレス登録	
(2) 確認申請書の提出	
(3) 利用料の整理と利用者への周知	10
2. 利用者が無償化対象となるための支援	10
(1) 確認申請書の取りまとめ、提出	
(2) 認定申請書を提出する必要がある子どもの判定	
(3) 認定申請書様式の配付	12
(4) 提出書類	
(5) 提出書類の取りまとめ	13
(6) 保育指導課への提出	
(7) 認定通知書の交付	
3. 利用者に施設等利用費が支給されるまでの支援	13
(1) 施設等利用費の支給対象となる子どもの把握	
(2) 領収証兼提供証明書の交付	14
(3) 施設等利用費の支給（償還払い）に係る請求書類の提出	
(4) 一時預かり事業、病児保育事業においては取りまとめ不要	
(5) 施設等利用費の支給までの事務等の流れ	15

幼児教育の無償化の概要

令和元年10月から、消費税率の引き上げによる財源を活用して、これまで低所得世帯や多子世帯から先行して段階的に進められてきた「幼児教育の無償化」の取組が一気に加速されます。

まず、今回の無償化により、幼児教育・保育に関連する施設等にどのような影響が生じるのか、から御説明します。

令和元年10月からの「無償化」4つのポイント

ポイント1 3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象

認可を受けた幼稚園、保育園、認定こども園等に入園している3～5歳の全ての子どもと住民税非課税世帯の0～2歳の子ども(※)の保育料が無償化されます。

(※)広島市の認可保育園等では、住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料について、既に無償化していますので、認可保育園等に入園している0～2歳児には、この度の無償化による影響はありません。

ポイント2 新制度幼稚園や認可保育園等の3～5歳児は保育料の支払は不要

市が定めた保育料を徴収する特定教育・保育施設（新制度移行済みの幼稚園、認可保育園、認定こども園）に入園している3～5歳児は、10月分以降の保育料を支払う必要がなくなります。

ただし、これまで保育料に含まれていた副食材料費（おかず代）は、引き続き保護者の負担となります。

ポイント3 新制度未移行幼稚園の子どもの保育料は、上限額の範囲内で無償化

各園が独自に設定した保育料を徴収する新制度未移行の幼稚園に入園している子どもの保育料は、新たに創設された「(子育てのための)施設等利用給付」により、上限額の範囲内で無償化されます。

また、保育の必要性の認定を受けた園児については、預かり保育の利用料も上限額の範囲内で無償化されます。

ポイント4 未入所の無償化対象子どもは、認可外保育施設等の利用料が無償化

保育の必要性があるにもかかわらず、認可保育園等に入園できていない無償化対象の子どもは、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業などの利用料が、上限額の範囲内で無償化の対象になります。

認可外保育施設等の無償化の仕組み

認可外保育施設等のみなさんにとって、今回の無償化に係る最大のトピックスは、認可保育園等のみでなく、認可外保育施設等の利用料についても無償化されることだと思われま

す。
しかし、どんな子どもでも、どんな施設でも、無償化の対象になる訳ではなく、また、どれだけ利用料が高額でも無制限に無償になる訳ではありません。

ここでは、認可外保育施設等の無償化が、どういった制度により、どういった施設・子どもが対象になり、どのような方法で行われるのか、について御説明します。

1 新たな給付制度（施設等利用給付）の創設

子ども・子育て支援法が改正され、「(子育てのための)施設等利用給付」という新たな制度が創設されました。

この制度により、市から「保育の必要性あり」との認定を受けていながら、認可保育園等を利用できていない子どもが、市の「確認」を受けた認可外保育施設等を利用した際に、施設へ支払った利用料の全部又は一部に相当する金額が、上限額の範囲内で支給されることにより、認可外保育施設等の無償化が行われます。

2 施設等利用給付の対象となる施設

(1) 特定子ども・子育て支援施設等

施設等利用給付の対象となる施設・事業を、「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。具体的には、以下①～⑥の施設・事業が該当しますが、給付対象となるためには、本市へ確認申請を行う必要があります。

- ① 特定教育・保育施設でない（新制度未移行の）幼稚園
 - ② 幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）の在籍児に対して提供する預かり保育事業
 - ③ 認可外保育施設（ベビーシッターを含み、企業主導型保育事業所を除く）
 - ④ 一時預かり事業
 - ⑤ 病児保育事業
 - ⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ※ これらのほか、特別支援学校の幼稚部、国公立大学の附属幼稚園も該当。

この資料では、③～⑤の施設・事業を「認可外保育施設等」といい、これらの施設等における給付の仕組みや手続きについて御説明していきます。

(2) 認可外保育施設等は、まず設置の「届出」が必要

認可外保育施設等が本市への確認申請を行うには、施設を設置していることについて「届出」を行っていることが要件になります。

これまで、事業者が自ら雇用する従業員の子どものみを保育する施設（いわゆる「事業所内保育施設」）であれば、設置の届出は不要でしたが、令和元年7月から全ての事業所内保育施設が届出対象になりました。

また、以前は、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の場合、届出不要とされていましたが、平成28年4月以降、ベビーシッター事業者も含め、保育する乳幼児の数にかかわらず届出が必要となっています。

未届のままでは無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設等」としての「確認」を受けることはできませんので、速やかに「認可外保育施設設置届(※)」を提出していただく必要があります。

※ 「病児保育事業」を行う施設や「一時預かり事業」のみを行う施設は、この届出ではなく、それぞれの事業に係る届出となります。

(3) 本来は「指導監督基準を満たす施設」のみが無償化の対象

届出のあった認可外保育施設については、国の「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、本市が年1回の立入検査を実施しています。

この基準を満たすことを確認できた施設については、本市から「指導監督基準を満たす旨の証明書」を発行していますが、本来は、この指導監督基準を満たす施設のみが、特定子ども・子育て支援施設等に該当することになっています。ただし、改正法の施行日（令和元年10月1日）から5年間は、届出済みの認可外保育施設であれば、指導監督基準を満たすことまでは求めないこととされています。

逆に言えば、令和6年10月からは、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象施設ではなくなります。また、改正法には、施行から2年後を目途に、この経過措置の見直しの検討を行う旨が規定されており、本市においても、国の動向等を踏まえて、令和6年10月よりも前に、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象施設ではなくなる可能性もありますので、御注意ください。

(4) 「企業主導型保育事業」は確認不要

(1)③のとおり、企業主導型保育事業所は、特定子ども・子育て支援施設等には含まれず、施設等利用給付の対象とはなりません。企業主導型保育事業所に入所している子どもの無償化は、児童育成協会から各施設に対し、これまで控除していた利用者負担分相当額を含めて助成を行うことにより実施されます。

ただし、助成において「病児保育加算」や「預かりサービス加算」の対象となっている事業所は、それぞれ「病児保育事業」「一時預かり事業」を実施する事業所として届け出た上で、確認申請を行い、在籍児以外の子どもが当該事業を利用した際の利用料を無償化の対象とすることができます。

3 施設等利用給付の対象となる子ども

(1) 施設等利用給付認定

利用する子どもの方も、市から「保育の必要性あり」との認定を受けなければ、施設等利用給付の対象にはなりません。

認可保育園や認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所など、市の認可を受けた保育施設を利用する子どもは、「支給認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要がありますが、特定子ども・子育て支援施設等を利用し、施設等利用給付を受けようとする子どもは、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

便宜上、認可保育園等を利用する際の支給認定と区別するため、これまでの支給認定を「旧認定」、施設等利用給付認定を「新認定」と呼んでいます。

(2) 「新認定」の区分と認定対象となる子ども

施設等利用給付認定（新認定）には1号から3号の認定区分があり、認定区分ごとに、その対象となる子どもの要件が異なります。

ア. 新1号認定

満3歳に到達した日（誕生日の前日）から小学校就学前までの子ども（満3歳児～5歳児）で、特定教育・保育施設でない（新制度未移行の）幼稚園に在籍する子どもが受ける認定です。

幼稚園の保育料を無償化するための認定なので、新1号認定を受けている子どもが認可外保育施設等を利用しても、無償化の対象にはなりません。

イ. 新2号認定

満3歳に到達した日が属する年度の翌年度当初から小学校就学前までの子ども（3歳児～5歳児）で、保護者の就労等のため保育の必要性がある子どもが受けることができます。

ウ. 新3号認定

満3歳に到達した日が属する年度の末日までの子ども（0歳児～2歳児）で、保護者の就労等のため保育の必要性があり、かつ、住民税非課税世帯の子どもが受けることができます。

【施設等利用給付認定（新認定）の認定区分とその要件】

区分	認定の要件			給付対象施設等
	年齢	保育の必要性	住民税	
新1号認定	満3歳～小学校入学前	不問	不問	①
新2号認定	3歳～小学校入学前	あり	不問	(①) ② ③
新3号認定	0～2歳（満3歳含む）	あり	非課税	④ ⑤ ⑥

【認定区分ごとの認定時期】

時期	3歳の誕生日	年度末
新1号	3歳到達日までは認定されない ●	新1号
クラス	満3歳児クラス	3歳児クラス
新3号⇒新2号 (保育の必要性あり)	新3号	新2号 ●

新3号は住民税非課税世帯のみ認定される。

3歳になった年度の末日を経過した日（翌年度当初）から新2号認定が可能。世帯の課税状況にかかわらず認定される。

(3) 認可保育園等に入園している子どもは「新認定」の対象外

認可外保育施設等は、認可保育園等を利用したくても利用できていない多くの「待機児童」がいる中で、その受け皿の一つとなっている現状を踏まえて、無償化の対象とされたものです。

よって、認可保育園等に在籍している子どもについては、新2号、新3号認定を受けることができません、認可外保育施設等の利用料は無償になりません。

(4) 認可外保育施設等の利用料が無償化される子どもの範囲

幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に在籍している子どもは、保育の必要性があれば新認定の対象となり、在籍児を対象とした預かり保育の利用料が無償化されます。この際、幼稚園で実施している預かり保育が、認可保育園等の機能を補完する上で十分な水準（平日8時間以上かつ年間200日以上の実施）に達していない場合、認可外保育施設等の利用料も、上限額の範囲内で無償されます。

よって、(3)も含めて考えると、新2号認定・新3号認定を受け、認可外保育施設等の利用料が無償化される子どもは、以下のような状況にあると考えられます。

- 認可保育園等への入園申込みを行ったが、入園保留となっている。
- 「保護者の就労が夜間で、認可保育園等では世帯のニーズに合った保育が提供されない」などの理由で、認可保育園等を利用していない。
- 保育の必要性の認定を受けているが、在籍している幼稚園が（十分な）預かり保育を実施していない。

(5) 新認定を受けた子どもへは「通知書」を発行

認可保育園等への入園申込みを行い、教育・保育給付認定（旧認定）を受けた子どもに対し、市（区役所）は「支給認定証」を交付していますが、施設等利用給付認定（新認定）を受けた子どもに対しては「認定通知書」を送付します。

なお、認可保育園等への入園申込みを行ったが、入園保留になった3歳以上児と住民税非課税世帯の3歳未満児については、殊更に申請を行わなくても、新認定を受けたものとみなされ、この通知書が送付されることになっています。

4 施設等利用給付の方法・金額等

(1) 施設等利用費の支給

「施設等利用給付認定」を受けた子どもが、「特定子ども・子育て支援施設等」から教育・保育の提供を受けたとき、市は、保護者からの請求に基づき、「施設等利用費」を支給します。

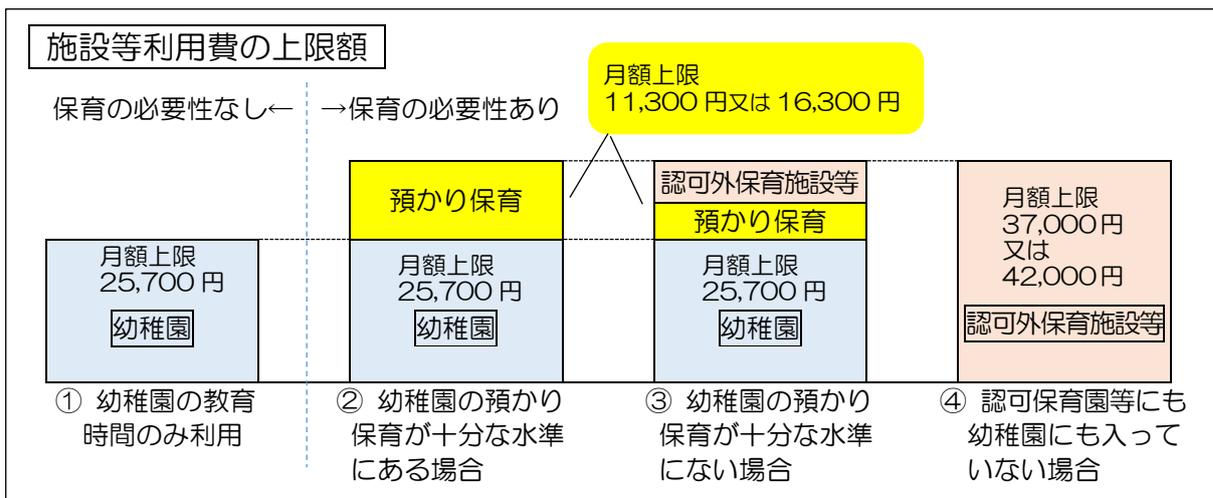
認可外保育施設等の利用に係る施設等利用費は、「償還払い」により保護者へ支給します。「償還払い」とは、施設等を利用した際、保護者は、一旦、利用料の全額を支払っておき、その後、市への請求を行うことで、支払った金額の全部又は一部が支給される仕組みのことをいいます。

保護者が施設等利用費の支給に係る請求を行う際には、施設等が発行する「領収証兼提供証明書」を市に提出する必要があります。

よって、認可外保育施設等では、これらの書類を発行できるよう、認定を受けた子どもの利用について、利用日や利用時間、徴収した料金等を遺漏なく記録し、適切に管理しておく必要があります。

(2) 施設等利用費の上限額の考え方

施設等利用費は上限額の範囲で支給されますが、上限額の考え方について、以下のイメージ図で御説明します。



①は、幼稚園で教育時間のみ利用する子ども（旧1号又は新1号）の場合です。新制度未移行の園の場合は、月額25,700円を限度として、施設等利用費が支給されます。

④は、認可保育園等に入園できず、認可外保育施設等を利用する新2号（3～5歳）又は新3号（住民税非課税世帯の0～2歳、満3歳）の子どもの場合です。保育の必要性ありとの認定を受けている場合、新2号は月額37,000円、新3号は月額42,000円が限度になります。

②は、幼稚園に在籍し、預かり保育事業を利用する新2号又は新3号の子どもの場合で、かつ、幼稚園の預かり保育が、認可保育園等の機能を補完する上で十分な水準（平日8時間以上、年間200日以上の実施）に達している場合です。幼稚園本体の教育時間に係る保育料について、月額25,700円を限度として支給されるとともに、預かり保育について、新2号の場合は月額11,300円（＝37,000円－25,700円）、新3号の場合は月額16,300円（＝42,000円－25,700円）を限度として支給されます。

③は、幼稚園の預かり保育が、認可保育園等の機能を補完する上で十分な水準に達していない場合で、②の11,300円又は16,300円の範囲内で、預かり保育の利用料に加え、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。

なお、十分な水準の預かり保育事業を実施している幼稚園に在籍している子どもは、預かり保育の定員に空きがなく、利用したくても利用できない状況であっても、認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の支給は受けられません。

(3) 利用料は引き続き保護者から徴収

(1)で触れたとおり、認可外保育施設等の利用に係る施設等利用費は「償還払い」により保護者へ支給しますので、各施設は、引き続き保護者から利用料の全額を徴収していただくこととなります。

(4) 食事・おやつ提供に係る食材料費は対象外

保育中の子どもに与える食事やおやつに係る食材料費については、支給の対象になりませんので、現在、食材料費を含めて料金を設定している施設は、保育本体の利用料と食材料費（食事代・おやつ代）を分けていただく必要があります（確認申請書に記載する必要があります）。

そのほか、特定の子どもが使用する教材等の物品購入費や行事参加費についても無償化の対象になりませんので、保育本体の利用料とは分けて、保護者から実費を徴収していただくこととなります。

(5) 領収証兼提供証明書の発行

利用者が施設等利用費の支給に係る請求を行う際は、施設等が発行する「領収証兼提供証明書」を市に提出する必要がありますので、施設は、月ごとに作成し、保護者へ交付することとなります。

(6) 利用者から提出される書類の取りまとめ

施設等利用給付の対象となる園児が在籍する幼稚園、認定こども園、認可外保育施設においては、利用者から提出される申請書類等を、各園にて取りまとめの上、市へ提出していただくこととしています。御協力をお願いいたします。

無償化に向けた具体的な対応

一通り制度の概要を御説明しましたので、続いて、今回の無償化に対応するために認可外保育施設等では具体的に何をすべきか、について御案内します。

1. 無償化対象施設となるために必要な手続き等

(1) 保育指導課へのメールアドレス登録（説明会終了後、速やかに）

今後、無償化対象施設となるための確認申請書や、利用者に作成・提出をお願いしていただく認定申請書・請求書等の様式、その他無償化の事務に係る御案内等は、原則として電子メールにより当課からお送りする予定です。

既に当課からの研修の御案内や不審者情報等を電子メールでお送りしている施設については、引き続き当該アドレスへ御案内いたします。また、本日の説明会への参加申込みを電子メールでお送りいただいた施設については、その際の送信元アドレスを登録させていただきます。

まだ当課との間で電子メールのやり取りを行ったことのない施設については、当課からの連絡先として登録するメールアドレスから、以下の宛て先へ、①施設名、②電話番号、③担当者を記載した電子メールをお送りください。

保育指導課メールアドレス：ko-sidou@city.hiroshima.lg.jp

(↑エルジーです。)

(2) 確認申請書の提出（8月16日(金)までに電子データを提出）

認可外保育施設等を無償化対象とするには、本市への「確認申請」が必要です。

確認申請書の様式はエクセルファイルで作成しています。入力が必要な箇所には色（水色又は黄色）を付けて記入すべき箇所を分かりやすくしたり、水色の箇所は入力内容を選択肢にして迷わず記入できるようにしたりと、省力化を図っていますので、極力、手書きでなくパソコン入力により作成してください。

本説明会終了後、保育指導課から電子メールにて、別添の「特定子ども・子育て施設等確認申請書様式（エクセルファイル）」をお送りしますので、所定の事項を入力の上、上記の期限までに、電子データを保育指導課へ返送してください。

保育指導課において入力内容をチェックし、必要な修正・加筆をお願いした上で、印刷したものに代表者印を押印し、添付書類を添えて本申請を提出していただき、本市での確認が完了した施設から、随時、市HPにて公開していきます。

なお、確認申請は、まず認可外保育施設を設置していることの届出がなされていなければ提出することができません。まだ本市への届出を行っていない施設は、手続きを御案内いたしますので、速やかに保育指導課へ御相談ください。

(3) 利用料の整理と利用者への周知

保育中の子どもに与える食事やおやつに係る食材料費については、施設等利用費の支給対象とはなりませんので、保育本体の利用料と食材料費(食事代・おやつ代)を分けて設定しておく必要があります。

また、保育本体の利用料についても、月極や日額制、時間制など、利用者のニーズに合わせた料金体系となっている施設が多いと思われませんが、確認申請書においては、契約種別ごと・年齢区分ごとに整理して記載していただく必要があります。

料金の見直しが必要な施設は、その理由や金額の根拠を含め、見直し後の利用料を利用者へ周知し、「無償化に合わせた便乗値上げ」などと批判されないよう、よく御理解いただけてください。

2. 利用者が無償化対象となるための支援

(1) 認定申請書の取りまとめ、提出

認可外保育施設等の利用者が施設等利用費の支給を受けるには、利用開始までに市の認定を受けておく必要があります。

保護者の利便性確保や混乱防止のため、特定の幼稚園や認可外保育施設に在籍している子どもに係る認定や給付等に関する手続きは、全て各施設が窓口になっていただくことにしています。認定申請についても、次のとおり、手続きが必要な子どもを判定し、必要書類を取りまとめの上、市へ提出していただくことにしていますので、御協力をお願いします。

(2) 認定申請書を提出する必要がある子どもの判定

では、認可外保育施設において認定申請書の取りまとめが必要な子どもとは、どういった子どもなのか、について、別紙「認可外保育施設を利用する子どものケース別対応表」(以下、「ケース別対応表」という。)で整理しましたので、この表に沿って御説明します。

【ケースA】認可保育園等に在籍している子どもの場合

認可保育園等に在籍している子どもは施設等利用給付認定(新認定)を受けることはできませんので、申請の必要はありません。

よって、認可外保育施設の利用料は、施設等利用費の支給対象にはなりません。

なお、認可保育園等とは、ここでは市の認可を受けた保育園等又は国の助成を受ける保育施設を指し、本市内では以下のような施設等があります。

区分	施設類型
市の認可を受けた保育園等	・認可保育園 ・認定こども園の保育園部分 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所
国の助成を受ける保育施設	企業主導型保育事業所

【ケースB】幼稚園等に在籍している子どもの場合

幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分に在籍している子どもは、保育の必要性があることなどの要件を満たせば、新2号(3～5歳児)又は新3号(満3歳児)の認定を受けることはできます。しかし、幼稚園在籍児に係る認定申請は幼稚園において取りまとめて市に提出されますので、認可外保育施設で取りまとめていただく必要はありません。

認可外保育施設等の利用料が施設等利用費の支給対象となるかどうかは、幼稚園における預かり保育の実施状況によって異なります。在籍している幼稚園の預かり保育が、認可保育園等の機能を補完する上で十分な水準(平日8時間以上かつ年間200日以上)で実施されている場合、認可外保育施設等の利用料は支給対象になりません。

預かり保育が十分な水準にない場合や、預かり保育を実施していない場合は、一月当たりの上限額(新2号:11,300円、新3号:16,300円)から、預かり保育の利用料に係る支給額を差し引いた額の範囲内で、認可外保育施設等の利用料も支給対象になります。

なお、各幼稚園の預かり保育の実施状況(十分な水準にあるかどうか等)についても、確認完了後、随時、市HPにて公開していきます。

【ケースC】認可保育園等の入園申込みを行ったが、保留となっている子どもの場合

認可保育園等の入園申込みを行ったが、希望する園に空きがない等の事情で入園保留になっている子どもについては、新認定の要件に該当する場合、新2号又は新3号(0～2歳児)の認定を受けたものとみなされ、認定通知書も発行されます。よって、認可外保育施設等において、認定申請書を取りまとめていただく必要はありません。

入園保留中の子どもは、一月当たりの上限額(新2号:37,000円、新3号:42,000円)の範囲内で、認可外保育施設等の利用料が施設等利用費の支給対象になります。

ただし、認可保育園等に入園した時点で新認定は取り消されますので、月途中で入園した場合は、一月当たりの上限額は日割りで減額されることとなります。

また、認可保育園等の入園申込みを継続したまま幼稚園等に入園した場合は、入園した時点でケースBの取扱いに切り替わることとなります。

【ケースD】認可外保育施設のみを利用する子どもの場合

認可保育園等では世帯のニーズに合った保育が提供されない、事業主が設置している認可外の事業所内保育施設の方が利便性が高い、などの理由で、認可外保育施設のみを利用する子どもについては、当該施設において認定申請書の取りまとめを行い、市に提出していただく必要があります。

複数の認可外保育施設を併用する子どもについては、保護者に主たる利用施設を定めていただいた上で、当該施設で取りまとめて提出してください。

新認定を受けた子どもについては、一月当たりの上限額(新2号:37,000円、新3号:42,000円)の範囲内で、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象になります。

(3) 認定申請書様式の配付（概ね7月中を目途に保護者へ配付）

認定申請書の提出が必要な利用者に対し、認定申請書様式（別添のとおり）を配付し、在職証明書等の必要書類を添えて、施設に提出するよう依頼してください。

実際に利用中の方のみでなく、10月以降の利用が見込まれる方についても、この機に提出していただいで結構です。

在職証明書等の添付書類は、（ひとり親世帯でなければ）父・母両方のものが必要になります。

なお、就労を事由として保育の必要性が認定されるには、月30時間以上(※)の就労が在職証明書等により確認できることが要件になります。

※ 令和7年4月からは「月48時間以上」に変更されます。

(4) 提出書類

- 施設等利用給付認定申請書（全年齢共通）
- 保護者の在職証明書など、保育の必要性を証明する書類（全年齢共通）
- ひとり親世帯の場合、児童扶養手当受給者証の写しなど、世帯状況を証明する書類（全年齢共通）
- 平成31年1月1日時点で保護者の住所が広島市外にあった子どもの場合、平成31年度（令和元年度）の市町村民税課税額を証明する書類（満3歳に到達した日が属する年度の末日までの子ども（0歳児～2歳児）のみ）

【参考】保育の必要性を証明する書類の例

保育が必要な理由		添付書類の例
就労	居宅外就労 （予定含む）	在職証明書
	自営	就労申立・証明書
妊娠・出産（産前8週、 産後8週が目安）		母子健康手帳の写し （氏名及び出産予定日が記載されているページ）
疾病		医師が発行する診断書
障害		身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳（マルA～B）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の写し
介護・看護		介護（看護）申立書 及び介護・看護を受ける方の診断書
災害復旧		申立書及びり災証明書
求職活動		求職活動状況申立書
就学		在学証明書

※下線がある添付書類は、市HP「幼児教育の無償化」に様式を掲載していますので、市の様式を御利用ください。

(5) 提出書類の取りまとめ（保護者への配付から概ね2週間後を目途）

保護者から提出される申請書及び添付書類を受理してください。添付書類の混在や紛失等を避けるため、申請書と添付書類は個人ごとに束ね、左上1か所のホッチキス留めで保管してください。

申請書の記載漏れや添付書類の不足等があった場合、保護者にも施設にもお手間を取るようになりますので、可能な範囲で受理時にチェックをお願いします。この際、保護者の個人情報を取り扱うこととなりますので、対応する職員に対し、この作業により知り得た情報の機密保持を徹底するとともに、書類の保管方法等に留意していただきますようお願いいたします。

なお、「施設の職員にも申請情報を見られたくない」と仰る保護者については、保護者において封筒等に封緘された書類一式を受理し、そのまま保育指導課へ送付していただいても結構です（ただし、不備訂正等でお手間が増える可能性があることを御承知いただいでください。）。

(6) 保育指導課への提出（8月16日(金)まで）

取りまとめた書類を市役所保育指導課へ提出してください（所在地等は、本資料の最終ページに掲載しています。）。保育指導課から、申請者が居住する区の保健福祉課（東区については福祉課）へ転送し、各区において認定を行います。

申請書類に不備や遺漏等があった場合、各施設へ修正等の依頼をします。各施設から保護者へ連絡を取って、書類の修正や追加等を行った上で、改めて施設から保育指導課へ書類を提出してください。

書類修正等のため、夏季休業中に申請保護者へ連絡を取る必要が生じることが想定されますので、保護者の連絡先等を把握しておいてください。

(7) 認定通知書の交付（9月中を目途）

各区役所において認定を行った上で、認定通知書を保護者へ直接郵送します。

申請書類の提出や不備訂正等が遅れた場合は、通知書の送付時期が遅れる可能性があります。

また、申請者数が多い施設や不備訂正が多かった施設では、認定処理に時間を要し、通知書の発送が遅れる可能性があります。9月中に不備訂正等を完了して書類が整った申請は、利用に支障を来たさないよう10月1日以前の日付で認定を行いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3. 利用者に施設等利用費が支給されるまでの支援

(1) 施設等利用費の支給対象となる子どもの把握

認可外保育施設等において、その利用料が施設等利用費の支給対象となる子ども（「ケース別対応表」の②～④に該当する子ども）の利用があった場合、当該施設は「領収証兼提供証明書」を発行する必要があります。加えて、主たる利用施設である場合は、請求書類の取りまとめも行っていただくこととなります。

そのため、各施設等は、利用する子どもが施設等利用費の支給対象となるかどうかについて、保護者が保有している認定通知書を提示してもらうなどして、予め把握しておくことが肝要です。

(2) 領収証兼提供証明書の交付（利用のあった月の翌月上旬）

認定を受けた子ども（「ケース別対応表」㊶～㊸に該当する子ども）が施設等を利用した場合も、これまで同様に、利用料の全額を保護者から徴収します。

保護者から利用料の支払いを受けたときは、「領収証」を発行されることと思いますが、領収証では、利用料本体の額と、食事代・おやつ代などの実費徴収の額とを区分して記載する必要があります。

また、認定を受けた子どもの利用については、利用のあった月の翌月上旬を目途に、保護者へ「領収証兼提供証明書」を交付してください。本市において使用する様式は、別途、無償化開始までに作製し、電子データで御提供します。

領収証兼提供証明書は、認定を受けた保護者の名義で発行する必要があります。例えば、父親の名義で認定を受けているのに、領収証兼提供証明書の宛て名が母親になっている場合、償還払いを受けられませんので、御注意ください。

なお、一時預かり事業や病児保育事業の場合、利用者は、必ずしも反復・継続的に利用する訳ではありませんので、領収証兼提供証明書を交付する方法や時期等は、事前に利用者とは打ち合わせておいた方がよいと思われる。

(3) 施設等利用費の支給（償還払い）に係る請求書類の提出

保護者から請求書類を提出していただく時期が到来したら、本市から各幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設へ、取りまとめを依頼します。各施設は、保護者から提出された「請求書」及び「領収証兼提供証明書」を個人ごとにまとめ、市役所保育企画課へ御提出ください（所在地等は、本資料の最終ページに掲載しています。）。本市にて使用する「請求書の様式」は、無償化開始までに電子データで御提供します。

なお、認定申請と同様に、幼稚園に在籍する子ども（「ケース別対応表」㊶、㊷に該当する子ども）に係る請求書類は、幼稚園の方で取りまとめて市に提出しますので、認可外保育施設で取りまとめていただく必要はありません。

また、複数の認可外保育施設を併用する子どもについても、認定申請と同様に、保護者に定めていただいた「主たる利用施設」で取りまとめて提出してください。

なお、施設等利用費の支給は、年4回（3か月ごと）を予定しており、初回は、10～12月の利用に係る請求取りまとめを、1月上旬に依頼する予定としています。

(4) 一時預かり事業、病児保育事業においては取りまとめ不要

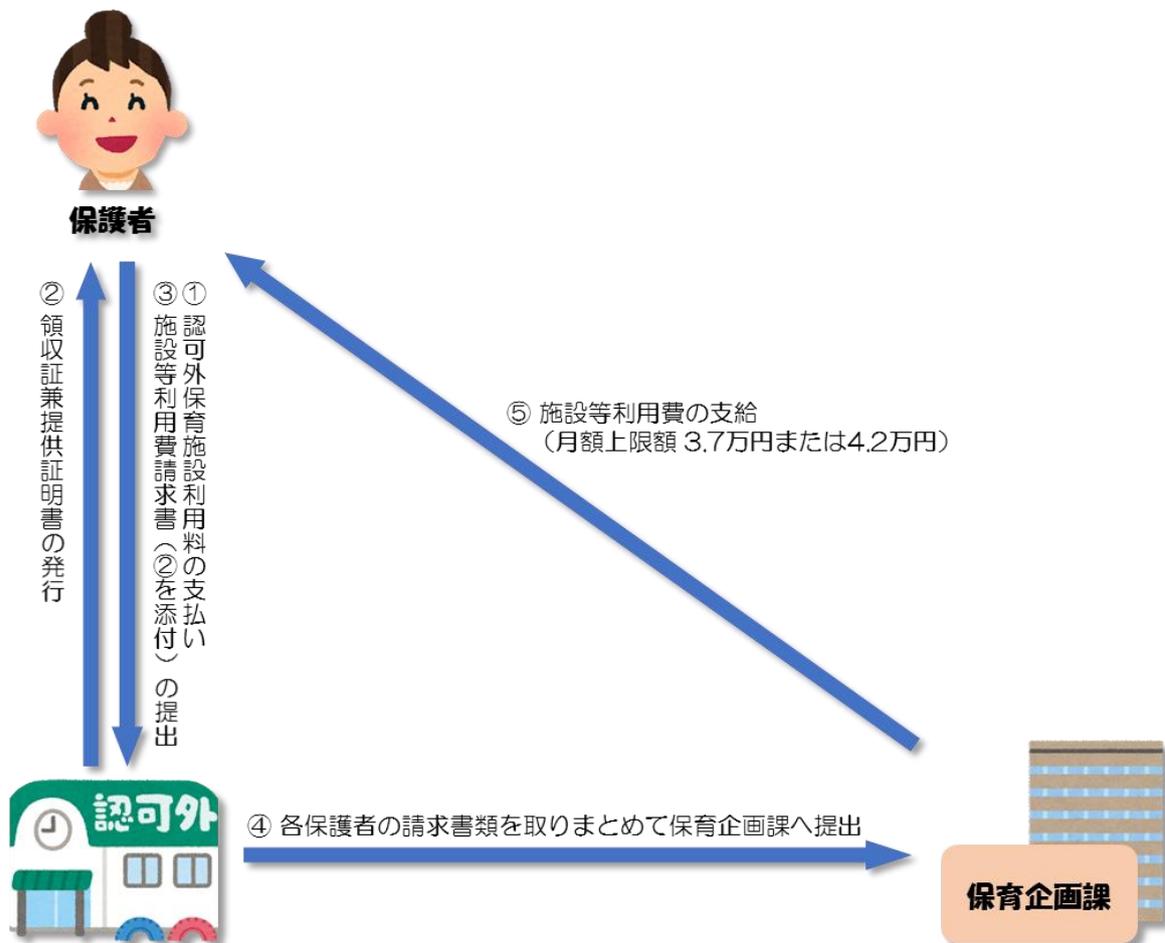
施設等利用給付認定を受けた子どもの主な受け皿になると想定される幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設については、保護者から提出される書類の取りまとめ等をお願いしているところです。

しかし、一時預かり事業のみを実施する施設については、保育の必要性がある子どもであれば、他の幼稚園や認可外保育施設との併用が想定されること、また、病児保育事業を実施する施設については、主に認可保育園等に在籍している子どもが利用する性質上、施設等利用給付認定を受けた子どもの利用は多くないと見込まれることから、施設での取りまとめは不要です。

(5) 施設等利用費の支給までの事務等の流れ

最後に施設等利用費の支給までの手続き等の流れを図解します。自施設のみを利用されている子ども、他の幼稚園や認可外保育施設等も利用されている子どもなど、様々なパターンが考えられますので、それぞれ見てみましょう。

(I) 自施設のみ利用している子どもの場合



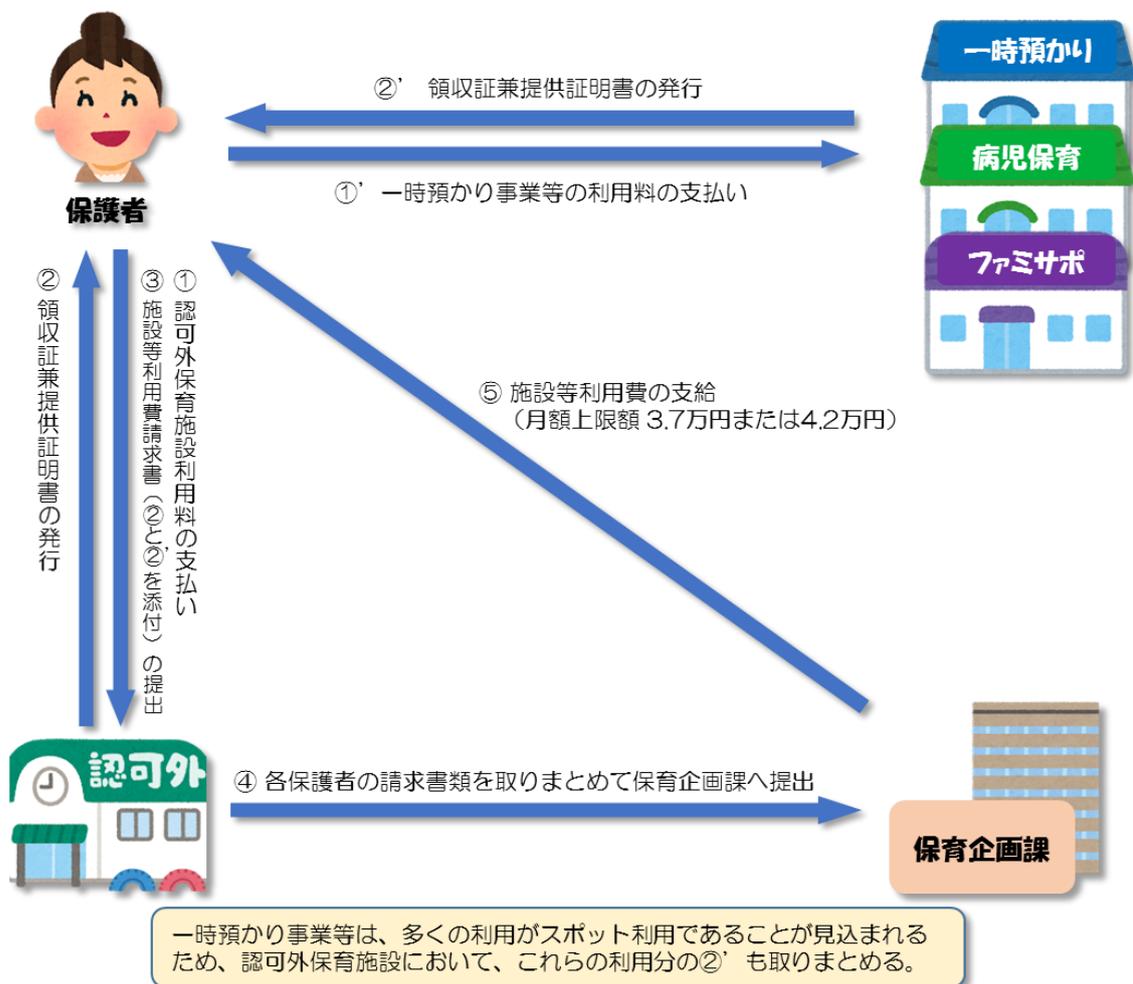
自施設のみ利用されている子どもについては、自施設にて保護者からの請求書類の取りまとめを行います。

まず、① これまで通り利用料の全額を保護者から徴収し、② 月ごとに「領収証兼提供証明書」を発行します。

その後、③ 概ね3か月ごと（直近は令和2年1月を予定）に、前3か月分の利用料に係る施設等利用費の「請求書」を保護者から提出していただきます。この際、請求書には、②で発行していた「領収証兼提供証明書」を添付する必要がありますので、遺漏のないよう注意してください。

④ 各保護者から請求書類が提出されたら、一まとめにして市役所保育企画課へ提出してください。保育企画課において請求内容等を審査の上、⑤ 保護者に対して直接、施設等利用費を支給します。

(II) 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業と併用している子どもの場合



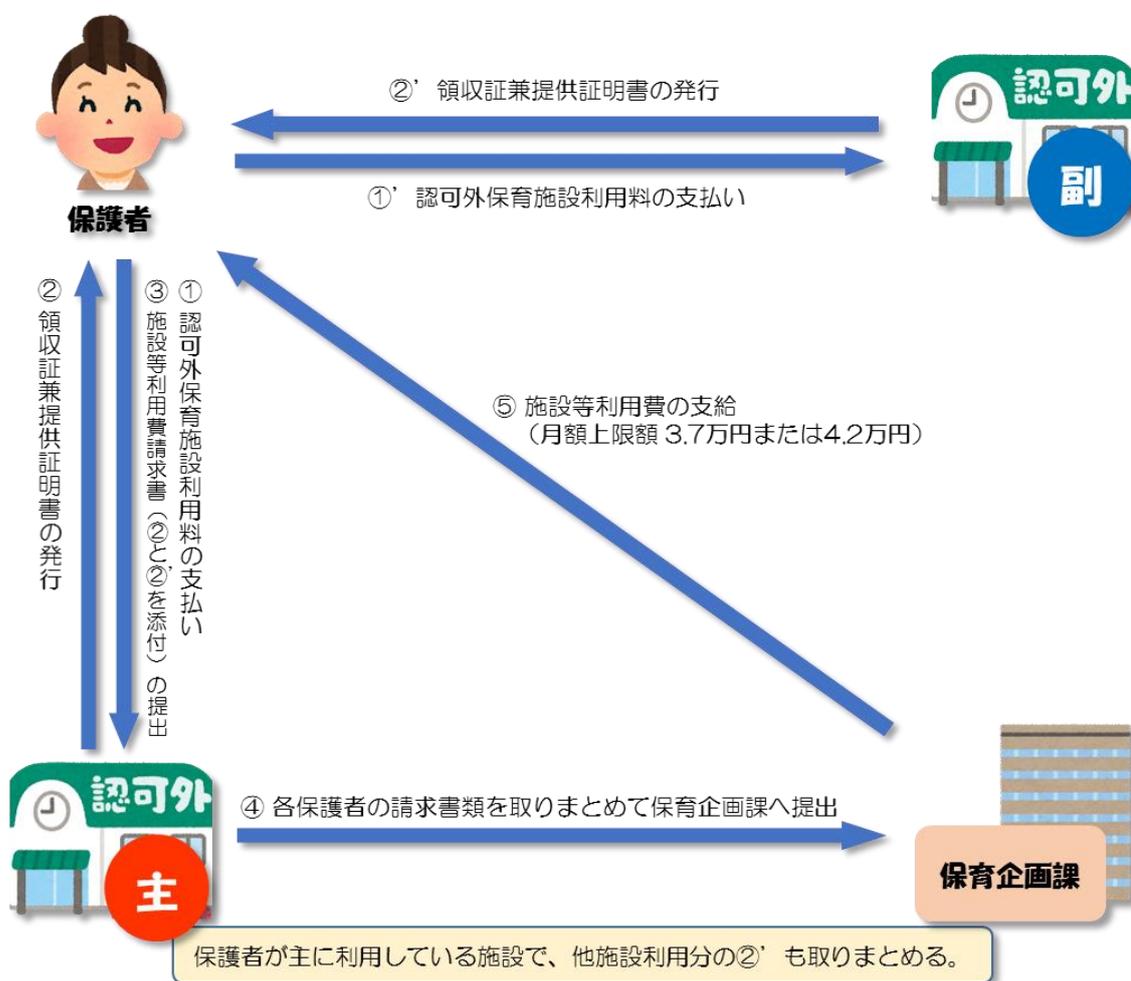
一時預かり事業や病児保育事業などと併用している子どもの場合も、基本的な手続きの流れは、(I)と変わりません。

異なる点は、③で保護者から請求書を提出してもらう際に、自施設が発行したもののみでなく、他の一時預かり事業者や病児保育事業者が発行した領収証兼提供証明書も添付するよう案内していただく点のみです。

実際のところ、一時預かりや病児保育の利用は不定期、突発的なケースが多く、在籍児が利用したかどうかを把握しておくことは困難でしょうから、自施設のみ利用していると思しき子どもについても、「もし他事業の領収証兼提供証明書があれば併せて提出を」と声掛けをしていただく方がよいと思われます。

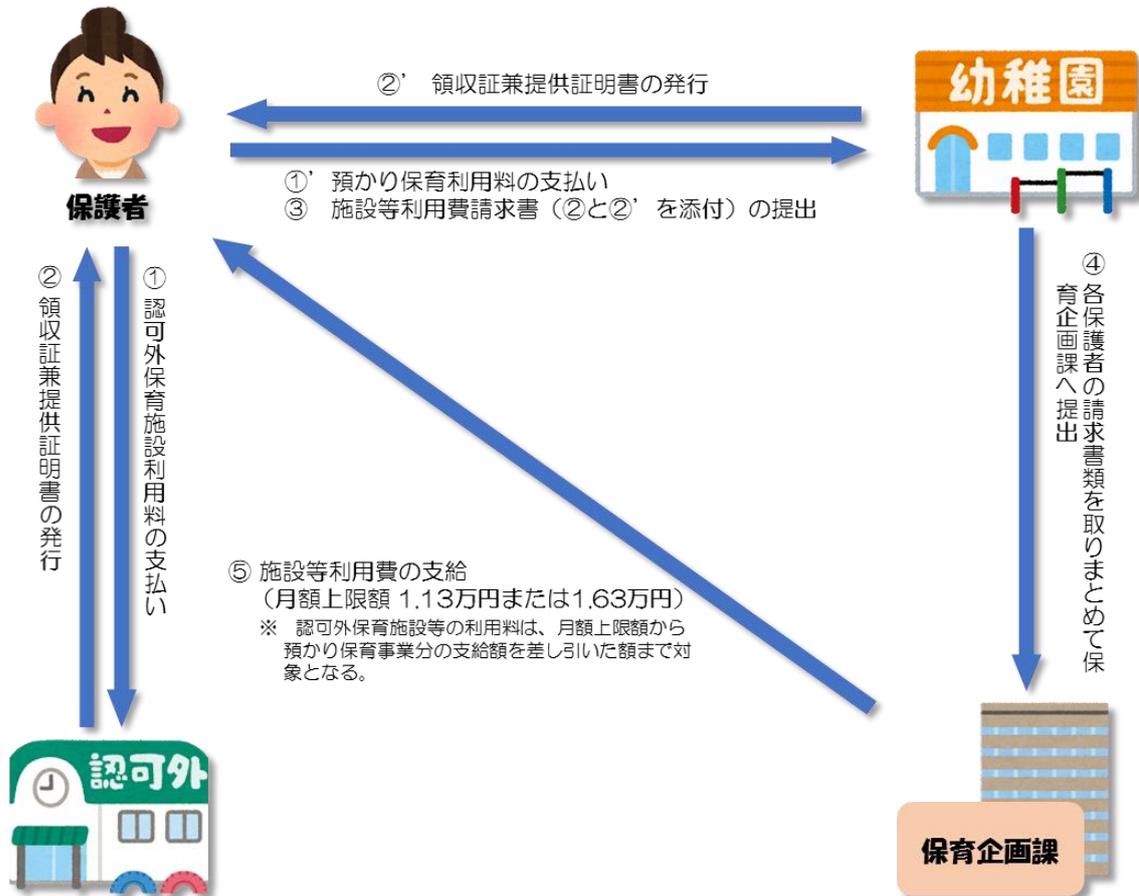
一時預かり事業のみを行う施設や病児保育事業を行う施設では、利用者からの請求書類の取りまとめを行う必要はありませんが、不定期、突発的な利用が多い中で、認定を受けた子どもの利用状況の記録や、領収証兼提供証明書の交付方法等に係る保護者との打ち合わせなどについて、留意しておく必要があります。

(Ⅲ) 他の認可外保育施設と併用している子どもの場合



他の認可外保育施設と併用している子どもについては、請求書類の取りまとめを自施設が行うのか、他施設が行うのかを決める必要があります。基本的にはより利用頻度が高い方の施設が取りまとめるのが適当と考えますが、利用者の利便性を最優先に考え、利用者から取りまとめを依頼された際は、早く応じて差し上げてください。

(Ⅳ) 十分な水準（平日8時間以上かつ年間200日以上）の預かり保育を実施していない幼稚園と併用している子どもの場合



十分な水準（平日8時間以上かつ年間200日以上）の預かり保育を実施していない幼稚園に在籍している子どもが、認可外保育施設を併用した場合は、その利用料が施設等利用費の支給対象になります。

ただし、幼稚園と認可外保育施設を併用している場合は、幼稚園にて請求書類の取りまとめを行っていただきますので、認可外保育施設の方は、領収証兼提供証明書を発行し、交付していただくのみで結構です。

なお、十分な水準の預かり保育を実施している幼稚園に在籍している子どもの場合、認可外保育施設等の利用料は、施設等利用費の支給対象にはなりません。幼稚園の預かり保育が十分な水準を満たすかどうかは、年度ごとに変わる可能性もあります。

併用している他の施設等の状況にかかわらず、施設等利用給付認定を受けている子どもの利用については、保護者からの求めがあれば領収証兼提供証明書を発行できるよう、自施設における利用状況を適切に管理しておいてください。

【 書類の送付先等 】

<p>確認申請書の提出 (まずはE-mailで)</p>	<p>広島市役所こども未来局保育指導課 所在地：中区国泰寺町一丁目6-34(本庁舎3階)</p>		
<p>認定申請書の提出 (転送)</p>	<p>TEL：504-2154 FAX：504-2254 E-mail：ko-sidou@city.hiroshima.lg.jp</p>		
<p>認定、通知書の発送</p>	<p>申請者の住所地の区役所 保健福祉課(東区については福祉課)</p>	<p>中 区</p>	<p>☎ 504-2569</p>
		<p>東 区</p>	<p>☎ 568-7733</p>
		<p>南 区</p>	<p>☎ 250-4131</p>
		<p>西 区</p>	<p>☎ 294-6342</p>
		<p>安佐南区</p>	<p>☎ 831-4945</p>
		<p>安佐北区</p>	<p>☎ 819-0605</p>
		<p>安芸区</p>	<p>☎ 821-2813</p>
		<p>佐伯区</p>	<p>☎ 943-9732</p>
<p>施設等利用費の請求</p>	<p>広島市役所こども未来局保育企画課 所在地：中区国泰寺町一丁目6-34(本庁舎3階) TEL：504-2153 FAX：504-2255 E-mail：ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp (住所地の区保健福祉課でも受付可)</p>		

※ 広島市外に居住する子どもの認定及び請求等に関することは、当該子どもの居住地の市役所、町役場へお尋ねください。